

も勘案しつつ、田中総理より、同大使の発言中軽率と見られる部分があり、そのため国家公務員に対する国民の信用をそこなうこととなつたのは遺憾であり、今後十分戒めるよう訓戒を行なわれまし。また私については、事の経緯を各方面に十分説明し理解を求めるとともに、自敗の上職務に精励されたいとの注意がございました。

本件につき政府として今後どのように事を運ぶべきかについて、本件と申しますのは両陛下の御訪米の問題でございますが、につき政府として今後どのように事を運ぶべきかについては、まず部内で十分検討の上慎重に対処したいと考えております。いずれにいたしましても現時点におきまして、具体的な御訪米時期は白紙であり、米国の間でも、近い将来日米双方にとって都合のよい時期に実現することを希望するという以外に何ら具体的申し合せはございませんし、外交上の折衝もまだ行なっておりません。

右、御報告申し上げます。

○木村委員長 次に、第七十一回国会において、交換公文等の取り扱い問題につき、外務省に対して、これを検討の上、当委員会に対しなるべく早い機会に報告するよう要請しておきましたところ、大平外務大臣から、本件に関し報告したいとの申し出がありますので、これを許します。外務大臣大平正芳君。

○大平内閣大臣 議院制民主主義制度のもとにおいて国会の条約審議権を十分に尊重することは政府の当然の責務であり、なかならず国民の権利義務に対し重大な影響を与えるような条約につきましても、国会の審議を十分に尽くしていただくかなければならないことは言うまでもありません。このため、条約の国会提出の問題については、政府としては、このような基本的態度に立ち、日本国憲法の精神と規定に従ひ、十全の措置を講じていくべきものと心得ております。

昨年の第七十一回国会における日米原子力協定

改正議定書の審議に際し、今後同協定第九条に定める濃縮ウランの対日供給ワクを変更する交換公文を取りかわした場合には、外務委員会理事會に御報告することをお約束し、また、国際コリア協定の審議に際し、同協定のごとき国際商品協定締結につき国会の承認を求めている場合に、やむを得ざる事情により国会の承認に先立ち政府がとつた暫定的適用措置に関しては、これをすみやかに外務委員会に御報告する所存であることを申し上げたのも同じ趣旨によるものであります。

このほかに、先国会においては、より一般的な問題として、交換公文等の取り扱いにつき外務省に対して検討方御要望があり、政府としての結論を得次第御報告することとしたしました。本件については、政府は、その後も鋭意検討を進めてまいりました。政府は、本件に関する政府の見解を御報告申し上げます。

本件に関し外務委員会において提起された問題は、具体的には、憲法第七十三条三号に基づき、その締結につき国会の承認を経るべき条約の範囲は何か、及びその他の国際約束のうち、一定のものについては国会に報告すべきではないかとの二点に集約されると考えます。

第一の国会の承認を経るべき条約についてでございますが、憲法第七十三条三号にいう条約は、単に何々条約という名称を有するものに限られませんが、他方、政府が締結するすべての国際約束をさすものではありません。この点については、わが国の憲法學説も一致して認めるところであり、また、わが国と同じく議院制民主主義制度を採用している諸外国の憲法及び慣行においても、一定範囲の国際約束は行政府限りで締結し得ることとされております。わが国の憲法上、いかなる国際約束が国会承認条約に該当するかについての政府の見解は、次のとおりであります。

国会承認条約の第一の категорияとしては、いわゆる法律事項を含む国際約束があげられます。憲法第四十一条は、国会は国の唯一の立法機関である旨定めております。したがって、右の憲法の

規定に基づく国会の立法権にかかわるような約束を内容として含む国際約束の締結には当然国会の承認が必要であります。ここでいう国会の立法権にかかわるような約束を内容として含む国際約束とは、具体的には、当該国際約束の締結によつて、新たな立法措置の必要があるか、あるいは既存の国内法の維持の必要があるかという点において、国会の審議をお願いし承認を得ておく必要があるものをさすものであり、領土あるいは施政権の移転のごとき、立法権を含む国の主権全体に直接影響を及ぼすような国際約束もこの category に入ると考えられます。

次に、いわゆる財政事項を含む国際約束も国会承認条約に該当いたします。憲法第八十五条は、「國費を支出し、又は國が債務を負担するには、國會の議決に基づくことを必要とする。」旨定めております。したがって右の憲法の規定に基づき、政支出義務を負う国際約束の締結には国会の承認が得られなくてはなりません。

第三の category として、ただいま申し上げたような法律事項または財政事項を含まなくとも、わが国と相手国との間あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定するという意味において政治的に重要な国際約束であつて、それゆえに、効のために批准が要件とされているものも国会承認条約として取り扱われるべきものであります。特定の国際約束に拘束される旨の国家の意思表示の形式としては、批准、受諾、承認、署名等がありますが、これらの諸形式のうち、批准は最も重い形式とされており、一般に、締結国相互間あるいは国家間一般の基本的な関係を法的に規定するという意味において、当事国により政治的重要性を有すると認められた国際約束は、批准を必要要件とするのが国際的な慣行になっております。

このように批准条約は、国際的に条約として典型的なものでありますので、わが国の憲法上も、かかる国際約束の締結については国会の承認を経るべきものと考えます。

次に、その他の国際約束について申し上げます。

国会承認条約に該当するかどうかの基準は、以上申し上げたとおりであります。他方、すでに国会の承認を経た条約や国内法あるいは国会の議決を経た予算の範囲内で実施し得る国際約束につきましても、行政取りきめとして、憲法第七十三条二号にいう外交関係の処理の一環として行政府限りで締結し得るものであります。なお、多くの行政取りきめは、交換公文という形式をとっておりますが、行政取りきめであるかいは、かかる形式いかんによるのではなく、あくまでも、その内容が前述のような国会の承認を要する国際約束に該当するかどうかによることは、申すまでもありません。

ところで、行政取りきめであっても、国会承認条約を締結するに際して補足的に合意された当該条約の実施、運用あるいは細目に関する取りきめについては、政府は、国会の条約審議権尊重のためから、当該条約の国会審議にあつては、従来から、国会に参考としてこれを提出してきております。政府としては、今後は、この趣旨を一そう徹底させ、条約自体について国会の承認が得られた後に結ばれた同種の行政取りきめについて、当該条約を承認した国会として、その条約がどのように実施あるいは運用されているかを把握しておく上で必要と思われる重要なものは、締結後できる限りすみやかに外務委員会に資料を提出することといたしたいと存じます。

○木村委員長 国際情勢に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原慎太郎君。

○石原委員 昨日本日の外交に非常にいろいろな問題が続いてございました。これに対して外務省の対処の不備が云々されておりますし、また、それについていろいろな憶測、批判もござります。